

柴監告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月1日

柴田町監査委員 関場 孝夫

柴田町監査委員 森 裕樹

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査を実施した監査委員

柴田町監査委員 関場 孝夫

柴田町監査委員 森 裕樹

3 監査の概要

(1) 監査の対象

令和5年度財務事務の執行及び財産の管理状況

(2) 実施年月日及び対象

実施年月日	福祉関係施設	
令和6年2月5日	船迫こどもセンター 船迫放課後児童クラブ	西船迫保育所
令和6年2月6日	西住児童館 西住放課後児童クラブ 船岡放課後児童クラブ	三名生児童館 東船岡放課後児童クラブ
令和6年2月7日	槻木児童館 槻木放課後児童クラブ 柴田放課後児童クラブ	船岡保育所
令和6年2月8日		槻木保育所

(3) 監査の場所

各福祉関係施設

(4) 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた資料及び関係資料に基づき、事務の執行状況等を担当職員から説明を受けるなど

の方法により実施した。

#### 4 監査の結果

適正かつ効率的に執行されていると認められた。